

日本MRF(マネー・リザーブ・ファンド) 累積投資約款

静岡東海証券株式会社

(約款の趣旨)

第1条 この約款は、お客様(以下「申込者」といいます。)と静岡東海証券株式会社(以下「当社」といいます。)との間の、岡三アセットマネジメント株式会社の発行する日本MRF(マネー・リザーブ・ファンド)受益証券(以下「日本MRF」といいます。)の累積投資に関する取り決めです。
当社は、この約款に従って日本MRFの累積投資契約(以下「契約」といいます。)を申込者と締結いたします。

(申込方法)

第2条 契約のお申込は、申込者が所定の申込書に必要事項を記載のうえ署名捺印し、これを当社の本店及び支店(以下「扱店」といいます。)に提出することによって行うものとします。
2 契約が締結されたときは、当社に直ちに申込者の日本MRF累積投資口座を開設いたします。また前項の申込書に捺印する印鑑は「口座開設申込書」による届出印鑑と同一の印鑑といたします。

(取得の申込及び金銭の払込)

第3条 申込者は、日本MRFの取得にあてるため、1回の払込につき1円以上1円単位の金銭(以下「払込金」といいます。)を当社に払込み、取得の申込を行うことができます。
2 申込者が有価証券、その他当社において取扱う証券、証書、権利又は商品の果実、償還金、売却代金、解約代金又は懸賞金のうち、当社において支払われるものについて、特に申込者からのお申出が無い限り、その支払があったときに取得の申込があったものとします。
3 申込者が有価証券等の買付代金等の支払のために入金を行った場合、入金日から当該買付代金の受渡日が2営業日以上あるときは、特に申込者からのお申出が無い限り、当該入金をもって取得の申込があったものとします。

(取得時期・価額及び方法)

第4条 当社は、申込者からの取得の申込があった日の正午以前に払込金の受入れを当社が確認できたものについては当日に、正午を過ぎて払込金の受入れを当社が確認できたものについては申込日の翌営業日に、日本MRFを申込者に代わって取得いたします。ただし、払込金を申込日の正午以前に受入れようとする場合において、申込日の前日の基準価額が当初設定時の1口の元本価額(1口=1円)を下回っているときは、取得の申込に応じないものといたします。なお、上記の「払込金の受入れを当社が確認できたもの」とは、扱店内で確認されたものに限り、
2 前項の取得価額は、取得日の前日の基準価額といたします。
3 申込日の正午を過ぎて払込金を受入れた場合において、申込日の翌営業日の前日の基準価額が当初設定時の1口の元本価額(1口=1円)を下回ったときは、前項にかかわらず、申込日の翌営業日以降、最初に、取得にかかる基準価額(営業日の前日の基準価額)が当初設定時の1口の元本価額(1口=1円)に復した計算日の基準価額により、当該計算日の翌日に、日本MRFを申込者に代わって取得します。
4 取得された日本MRFの所有権ならびにその元本、又は果実に対する請求権は、当該取得日から申込者に帰属するものといたします。

(保管)

第5条 当社は、この約款によって取得した日本MRFについては振替口座簿への記載又は記録により保管します。
2 前項により混合して保管する日本MRFについては、次の事項につきご同意いただいたものとして取扱います。
①寄託された日本MRFに対し、寄託の額に応じて共有権を取得すること。
②日本MRFの新たな寄託又は返還については、他の申込者と協議を要しないこと。
3 当社は、当該保管にかかる日本MRFにつき、保管料を申し受けることがあります。

(果実の再投資)

第6条 前条の保管に係る日本MRFの果実は、前月の最終営業日(その翌日以降に取得した場合については当該取得日)から当月の最終営業日の前日のまでの分を当月の最終営業日に申込者に代わって当社が受領のうえ、当該申込者の口座に繰り入れ、その金額をもって当月最終営業日の前日の基準価額で、日本MRFを申込者に代わって取得いたします。
2 当月の最終営業日の前日の基準価額が当初設定時の1口の元本価額(1口=1円)を下回ったときは、前項の規定にかかわらず、当月最終営業日以降、最初に、取得にかかる基準価額(営業日の前日の基準価額)が当初設定時の1口の元本価額(1口=1円)に復した計算日の基準価額により、当該計算日の翌日に、日本MRFを申込者に代わって取得いたします。

(返還)

第7条 当社は申込者から日本MRFの返還の請求を正午以前に受け、申込日の受取をお申出されたときは当日を、正午を過ぎて受けたとき又は正午以前に受け翌営業日の受取をお申出されたときは翌営業日をお支払日(以下「受渡日」といいます。)として換金し、その金銭の引き渡しをもって返還に換えるものといたします。
2 前項の換金価額は受渡日の前日の基準価額といたします。
3 第1項の換金にかかる日本MRFについては取得日(前月以前の取得分については前月の最終営業日)から受渡日の前日までの決算分の果実は、この契約を解除される場合を除き、換金代金とともにお支払いいたしません。
4 返還の請求は所定の手続きによってこれを行うものとし、その代金を申込者に返還いたします。

(キャッシング(即日引出))

第8条 申込者は、前条の返還請求に基づき当社が引渡すべき金銭相当額について、返還の請求を行い、かつ返還の請求を行う日の当日に受取を希望する場合は、次の方法(以下「キャッシング」といいます。)によります。

①キャッシングの申込があった場合、当社は、日本MRFの残高に基づき計算した返還可能金額又は100万円のうち、いずれか少ない金額を限度として、日本MRFを担保に、金銭を貸出すことができます。ただし、申込者の取引状況等により、貸出をしない場合もあります。

なお、返還可能金額は、次の計算式により算出します。

返還可能金額＝解約口数×基準価額

②キャッシング申込日に、当社は、当該請求日の前日までの計算に基づき、キャッシングの貸出による金額に相応する日本MRFについて、当該貸出の担保としてその受益権に質権を設定すると同時に、前条の換金手続きを行います。

③換金手続きに基づく金銭の受渡日には、この金銭をもって自動的に貸出残高金額の返済にあてます。当該金銭とは別に、①のキャッシング申込日から当該受渡日の前日までの果実から源泉税相当額を差し引いた金額に相当する金額は、次の計算式により算出し、当該受渡日の属する月の最終営業日に貸出金利として当社がもらいうけます。

(解約される日本MRFに係るキャッシングの申込があった日の翌営業日の前日までの分配金－前日までの分配金)・・・(A)

(A)－源泉税相当額{(A)×(所得税率+住民税率)}

(なお、当該貸出金利に相当する果実の明細は申込者にお知らせしないことがあります。)

④当社は、②の換金を行う際の基準価額が、当初設定時の1口の元本価額(1口＝1円)を下回ったときは、②の換金手続きに基づく金銭と①のキャッシングの貸出による金銭及びその利息との差額を、申込者に請求できるものとします。

2 前項の申込は、所定の手続きによってこれを行うものとし、その代金を申込者に返還いたします。

(解約)

第9条 この契約は次の各号のいずれかに該当したときは解約されるものといたします。

①申込者からの解約の申出があったとき。

②当社が日本MRFの累積投資業務を営むことが出来なくなったとき。

③日本MRFが償還されたとき

2 当社は引続き3ヵ月をこえて払込金のない契約については、これを解約させて頂くことがあります。

3 この契約が解約されたときは、当社は遅滞なく保管中の日本MRF及び果実を前第7条に準じて扱店において、申込者に返還いたします。

(申込事項等の変更)

第10条 改名、転居ならびにお届印の変更など申込事項に変更があったときは、申込者は、所定の手続きによって遅滞なく当社に届出いただきます。

2 前項のお届出があったとき、当社は、戸籍抄本、印鑑証明書、その他必要と認める書類等をご提出していただくことがあります。

(その他)

第11条 当社は、この契約に基づいてお預りした金銭に対しては、利子その他いかなる名目によっても対価をお支払いいたしません。

2 当社は、次の各号によって生じた損害については、その責を負いません。

①お届印の押印された所定の受領書と引換えに、この契約に基づく日本MRF又は果実を返還した場合。

②所定の手続きにより返還の申出がなかったため、また印影がお届印と相違するために、この契約に基づく日本MRF又は果実を返還しなかった場合。

③天災地変その他不可抗力により、この契約に基づく日本MRFの取得もしくは日本MRF又は果実の返還が遅延した場合。

3 この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要を生じたときは、改訂されることがあります。

以上